

平成21年第9回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成21年11月25日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成21年11月25日
2. 閉 会 平成21年11月25日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

- |    |         |     |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 目 黒 一   | 6番  | 渡 部 昌   | 11番 | 長谷沼 清 吉 |
| 2番 | 多 賀 剛   | 7番  | 五十嵐 忠比古 | 12番 | 長谷川 徳 喜 |
| 3番 | 青 木 照 夫 | 8番  | 佐 野 悦 朗 | 14番 | 清 野 興 一 |
| 4番 | 荒 海 清 隆 | 9番  | 武 藤 道 廣 |     |         |
| 5番 | 清 野 佐 一 | 10番 | 大 沼 洋 平 |     |         |

2. 不応招議員

- 13番 清 野 邦 夫

平成21年第9回西会津町議会臨時会会議録

平成21年11月25日(水)

開 会 10時00分

出席議員

1番	目黒 一	6番	渡部 昌	11番	長谷沼 清吉
2番	多賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	長谷川 徳喜
3番	青木 照夫	8番	佐野 悦朗	14番	清野 興一
4番	荒海 清隆	9番	武藤 道廣		
5番	清野 佐一	10番	大沼 洋平		

欠席議員

13番 清野 邦夫

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	経済振興課長	新田 新也
総務税政課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 文男
まちづくり政策室長	成田 信幸	教育委員長	矢部 征男
町民情報課長	大竹 享	教 育 長	佐藤 晃
健康福祉課長	藤田 潤一	教 育 課 長	高橋 謙一

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

## 第9回議会臨時会議事日程（第1号）

平成21年11月25日 午前10時開議

開 会

開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 付議事件名報告
- 日程第4 提案理由の説明
- 日程第5 議案第1号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第4号 平成21年度西会津町一般会計補正予算（第6次）
- 日程第9 議案第5号 平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第10 議案第6号 平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第11 議案第7号 平成21年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第12 議案第8号 平成21年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第13 議案第9号 平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第2次）

日程第14 議案第10号 平成21年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）

閉 会

（全員協議会）

（経常任委員会）

○議長 ただいまから、平成 21 年第 9 回西会津町議会臨時会を開会します。

( 1 0 時 0 0 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

13 番、清野邦夫君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

この他の報告について事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告をいたします。

本臨時会に、町長より別紙配付のとおり、10 件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長に出席を求めました。

なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から各課長、室長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、3 番、青木照夫君、12 番、長谷川徳喜君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 11 月 25 日の 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 11 月 25 日の 1 日間に決定しました。

日程第 3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 5、議案第 1 号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第 1 号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、ただいま町長が提案理由でご説明申し上げたところでありますが、今次の改正は、去る8月11日、国の人事院により、国家公務員の給与月額が民間の給与月額を863円上回るマイナス格差を解消するため、国家公務員の給料月額を一般職においては若年層の一部と医師を除き、平均で0.22%、7級以上の管理職層においては一般職をさらに0.1%上回る引下げを行なうとともに、期末・勤勉手当の支給月数については、民間の支給割合4.17月分に見合うよう0.35月分を引下げ4.15月分に、また自宅に係る住居手当の廃止等について、それぞれ政府に勧告を行ったところであります。

これを受け、県人事委員会においては、10月8日、国の人事院勧告を踏まえ、県職員の給与月額が民間の給与月額を2,108円上回っていることから、一般職においては若年層の一部と医師を除き、平均で0.14%、7級以上の管理職層においては0.24%引下げるとともに、期末・勤勉手当の支給月数についても、民間の支給月数0.45月分に見合うよう0.38月分を引下げ4.05月分に、また自宅に係る住居手当の廃止等について県及び県議会に勧告を行ったところであります。これら職員の給料月額及び期末・勤勉手当等の改正につきましては、本臨時会の議案第3号として上程しているところでありますが、町長等の特別職の給与等につきましては、これまでも職員給与に対する国の人事院勧告及び県人事委員会勧告に準じて改正してきた基本的な考え方と経緯がありますことから、今次の特別職にかかる給料月額及び期末手当の改正につきましても、これまでの経緯等を十分に考慮いたしました結果、職員に準じた改正が必要と判断し、ご提案申し上げる次第であります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思っております。

第1条は、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。同条例第2条は町長と副町長の給料月額を定めるものでありますが、引下げ率は県職員の管理職層の引下げ率0.24%とするものであり、町長については月額730,800円を1,800円引下げ729,000円に、副町長については月額614,200円を1,500円引下げ612,700円とするものであります。

次に、同条例第4条は期末手当の支給率であります。県準則の支給率と同じくするため、6月支給分を100分の160から0.15月分引下げ100分の145へ、12月支給分を100分の170から0.10月分引下げ100分の160とするものであります。

次に第2条は、教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正であります。同条例第3条は教育長の給料月額を定めるものでありますが、引下げ率は町長等と同様に0.24%引下げるとともに、月額583,200円を1,400円引下げ581,800円とするものであります。

次に、同条例第4条は期末手当の支給率であります。こちらも町長等と同様に、6月支給分を100分の160から100分の145へ、12月支給分を100分の170から100分の160とするものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、平成21年12月1日から施行するものであります。なお、今次の改正による影響額であります。合計で約9万2千円の減額となる見込みであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、本案につきましては、去る11月19日開催



ます。

次に、第7条は期末手当の支給率であります、こちらも町長等と同様に、6月支給分を100分の160から100分の145へ、12月支給分を100分の170から100分の160とするものであります。

次に、附則であります、施行期日でありまして、平成21年12月1日から施行するものであります。

なお、今次の改正によります影響額であります、合計で約36万7千円の減額となる見込みであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、本案につきましても、去る11月19日開催の特別職給与等審議会において、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第3号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましても、改正の趣旨につきましては、議案第1号でご説明申し上げたところでございますが、公務員につきましては、その職務の性格上、労働基本権の一部が制約されており、民間企業のように労使交渉によって自らの給与を定めることが出来ないことになっており、そのための代償措置として、国においては人事院、県においては人事委員会による給与勧告制度が設けられているところであります。

また、市町村職員の給与改定にあたりましては、地方公務員法第24条に「職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与等を考慮して定められなけれ

ばならない。」と規定されていることから、本町における給与等の改定につきましては、従来から勧告制度の意義を尊重し、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じて改正を行ってきたところであり、今次の改定にあたりましては国の人事院勧告等に準じて行うものであります。

改定の主な内容であります。給料月額については一般職のうち1級から3級までの若手職員の一部と医師を除き、平均で0.14%の引下げ、また給与構造改革の経過措置対象者については0.58%引下げるものであります。

一方、期末・勤勉手当については、6月支給分を0.20月分、12月支給分を0.18月分の合計0.38月分を引下げるものであります。

この他、自宅に係る住居手当については、廃止することといたしました。

それでは、条文についてご説明を申し上げますが、併せまして、条例改正案新旧対照表の4ページをご覧くださいと思います。

まず第1条は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。同条例第10条の2は職員の住居手当にかかる規定であります。第1項第2号は通常の職員の自宅に係る住居手当の支給要件、第4号は単身赴任者の自宅に係る住居手当の支給要件を、また第2項はその支給月額について規定するものであります。それぞれ廃止に伴います削除、そしてそれに伴う条項番号及び文言の整理を行なうものであります。

次に、第20条は職員の期末手当にかかる規定であります。第2項は職員の12月の支給率を100分の153から100分の140に0.13月分引下げるものであります。第3項は、再任用職員の期末手当にかかる規定であります。12月の支給率を100分の83から100分の80に、同じく0.03月分引下げるものであります。

次に、第21条は職員の勤勉手当にかかる規定であります。6月及び12月の支給率を100分の75から100分の70に0.05月分引下げるものであります。

次に、別表第1は行政職の給料表でありまして平均0.14%引下げる改正であります。

次に、本改正条例案第2条についても職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。今次の改正にあたりましては、本年6月期における期末・勤勉手当の特例措置により凍結していた部分について、正式に引下げするための改正を行なうものであります。同条例第20条第2項は、職員の6月の支給率を100分の140から100分の125に0.15月分引下げるものであります。第3項は、再任用職員の期末手当にかかる規定であります。6月の支給率を100分の75から100分の65に0.10月分引下げるものであります。

次に、第21条は職員の勤勉手当にかかる規定であります。再任用職員の12月支給率を100分の40から100分の35に0.05月分引下げ、6月及び12月の支給率を同じくするものであります。

次に、本改正条例案第3条については職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。本改正案は平成18年条例第9号で公布されました条例の一部改正でありまして、平成18年4月1日に実施されました給与構造改革の俸給水準引き下げに伴う経過措置対象者のうち、表に掲げる職員以外のものについても、現在保障されている給与月額に100分の99.42を乗じて得た額とするもので、実質0.58%引下げ

を行なうため、附則を改正するものであります。

次に、本改正条例案の附則でございますが、第1項は施行期日でありまして、公布の日の属する月の翌月の初日、この公布の日が月の初日である時はその日とするものであります。具体的には平成21年12月1日から施行するものであります。ただし、改正条例案第2条の規定については、平成22年4月1日から施行するものであります。

第2項は、平成21年12月に支給する期末手当にかかる特例措置であります。再任用職員の本年12月の期末手当支給率を100分の80から100分の75に0.05月分特例的に引下げるものであります。

第3項は、町長への委任規定でありまして、この条例の施行に関し必要な事項については、町長が定めるものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一　これ毎年のように、人事院があるいは県の人事委員会が減額ということを出してくるんですが、今年で何年目くらいになりますか。

それが一つと、民間との給料の差額ということなんですが、その民間の平均をどこに求めているのか。当初は100人以上の従業員のこのあれだったんですが、最近になって50人以上の企業の賃金、給料、こういうことが打ち出されたんですが、その根拠としているものは一体何なのか。

それと職員給与で1級から3級までは除くということですが、この1級から3級まで除かれる職員というのは、今、町職員は126名でしたっけ。そのうちの何人いるんですか。

もう一点は、この説明資料、条例の改正の新旧対照表でいう、4ページの住居手当第10条、これをもう少し説明してください。

それと、町が住居を貸与している人がおられるわけですが、例えば医師住宅というのは、家賃なんていうのはとっているのか、どうなのか。もし無料で貸与しているとすれば、この改正によってそういう人達はどういうことになりますか。以上です。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　それではご質問にお答えをいたします。まず、改定の状況でございますけれども、2000年度からちょっと申し上げますと、2000年から2001年に一旦ちょっと上がりまして、2002年、2003年、2004年、2005年までちょっと引下げとなっております。4年間引下げがなされまして、2006年は据え置きになりまして、2007年、2008年と若干ずつ上がっております。そして、今年また引下げという状況でございます。

それから、民間の給与の状況の内容でございますけれども、かつては議員おただしのよう、対象、調査対象は100人以上ということでございました。平成18年から50人規模の調査対象ということでありまして、今回21年度の勧告にあたっての調査いたしましたのは、50人以上で県内では851の事業所を調査してございます。これは県内各地からの調査ということでございます。

それから1級から3級の対象者、今回の引下げの除外される対象者でございますが、7

人でございます。

あと住居手当の関係でございますが、まず新旧対照表の4ページをご覧くださいと思いますが、その住居手当の第10条の2の(2)、第2号でございますけれども、「その他その所有にかかる住宅(町長が規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)」に居住している職員で世帯主であるもの、ということではありますが、まずここは職員本人が所有する住宅で括弧で規則で定めるといふのは、本人が所有者ではないですけれども、世帯主になっている場合。こういった場合については、その持ち家ということ判断いたしまして、これまで支給してきたということでございます。

それから第4号(4)でありますけれども、これにつきましては、職員が単身赴任をした場合、地元に残るわけでありまして、その家族のほうで世帯主として生計を立てているというような場合については、必要あると認める場合については住居手当を支給してきたということでございます。この2つの内容につきましては、持ち家分の住居手当については、これはいらぬだろうという勧告が出されましたので、町としてもこの分は廃止するというところで考えております。

それから医師住宅の関係でございますが、医師住宅につきましては家賃は頂いておりますので、住居手当の方については直接関係、連動はしてまいりません。以上です。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうすると、今度の人事委員会なり人事院の勧告というのは、なんかこう引き下げ競争、民間が安いからそれに合わせると、また一方民間の方では公務員も下がったんだから、我々も下げようというふうな賃金のあくまで下げ競争に加担するような勧告でしかないような感じがするんですね。でこの町でいえば、今年度でしょ、これ3月、さっき影響額とおっしゃったのは3月までのことだと思うんですが、それぞれの町長はじめ議員、それから一般職合わせても1,000万ちょっとでしょこれ。そして何かこうやる気を、やる気というか大変なこの精神的な不況感を作り上げるというふうにしかならないわけであります。

そんな私の感想なんかはどうでもいいんですけども、住居手当ね、つまりは、今までこのアパートなりなんなりを借りていた職員、これは9,500円を超える、結局これは出すのか出さないのか、この4ページの10条の2改正案の(1)、これ、もうちょっと噛み砕いて教えてほしいのと、それだけ教えてください。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 まず住居手当でございますけれども、今回、改正をいたしますのは、改正といいますか、廃止をいたしますのは、いわゆる自宅にかかる住居手当ということでありまして、それ以外の例えばアパートだとか借家だとか、そういう方については、従来どおりの支給ということで変更はございません。はい。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私は人事院勧告を尊重してやっていくべきだということできっとしております。今回もそれは同じであります。ただその人事院の勧告を受けて皆さん方はどのような検討をなされたのか。これすんなりと今までもそのとおりだからすんなりと受け入れてそれぞれのパーセンテージでやればいいのか。あるいは内部でやれば西会津にあった給

与とはどうなのか。あたりを検討したのかということがあるわけであり。というのはあの今回民主党が政権をとって、一回だけマスコミで報道されましたが、人事院勧告を廃止してそれぞれで決めてもらうというような、そういう動きが変わる要素もあるわけです。それからラスパイレス、西会津はこの前お尋ねしましたが忘れてしまいました。聞きますが例えばですよ、検討の中で手当、住居手当あるいは期末手当はそのパーセントはいいでしょう。じゃあ、本給は、今回はラスパイレスが低いので、本給の分だけは人事院の勧告には従わないで、やると。やった場合にはどう財政に影響するのか。あるいはその時に今回の人事院勧告にいうことを聞かなかったから国や県から何らかのペナルティーがあるのかと。ラスパイレスが100から越えておるならば問題があつたかもしれませんが、そういう点での、なんていいますか、県の指導等はどんなふうになるのか。そこいらまで検討して今回の実施になったのかということをお尋ねをいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回給与改定に関して担当職員からご相談がありました。その中で私が担当職員に対して言いましたのは、まさに長谷沼議員おっしゃる内容をですね、担当職員の方にその対応しまして、実はこういう話をしました。まず西会津町のラスパイをどのような状態にあるかということでありましたけれども、それは95.3であったと、それから、人事院勧告と県人事委員会、これの2通りですね、いわゆる対応方法が実はあるわけです。これによってもいわゆるこの今回の給与の改定について差が出てまいりました。これまで、西会津町はどういう対応をとってきたのかということでも話をし、回答を得たのはですね、いわゆる町のほうで具体的にこれまで県人事委員会の勧告に基づいて行った。そしてまたある町村においては、人事院勧告を尊重してやっているところもあります。こういうことを精査しながらじゃ今回の基本的な姿勢として、県人事委員会勧告の内容等調査をしながら、そして先ほどいった民間との差はどの程度であるのか。ということも十分その中で精査をしながら、今回のケースについて決定をしていったという経緯がございますので、議員の質問の内容等については、十分町の職員と協議をし、その姿勢については、きちっと正しながら今回の給与改定を行ったという経緯がございます。数字的に詳しくお示ししろというのであれば担当の方から示していきたいと思えます。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 職員の給与改定にかかる基本的な考え方につきましては今ほど町長が申し上げたとおりでございますけれども、今回特に今年度の給与改定にあたりまして、検討した中でですね、人事院勧告と違いますのは、いわゆる改正する時期がですね12月1日なのか、あるいは4月まで遡ってやるべきなのかというところが一つの判断がございました。人事院勧告については4月まで遡ってやりなさい。県の人事委員会勧告については12月1日からいいですよということです。ただし、県の人事委員会が示した判断でございますけれども、これは現在ですね、県職員が給与の特例措置で引き下げを行っております。で引き上げをがされている状況の中で判断をいたしますと、県の給料は民間給与よりも下がるということで、4月まで遡らないでやりましょうという勧告が出されました。で町の方としてじゃどうなんだということで判断したわけでございますけれども、町としましては4月1日の給与の実態調査というのが毎年ございます。その中で本町の平均の月額とそ

れから民間の月額を比較したところ、民間の方がやや上回っているということでございましたので、県と同じような考え方のもとに平均、民間よりも低いのであれば 12 月 1 日、県の人事委員会勧告と同じようにすべきであろうということで検討した、そういった経緯がございます。その他引下げの率については、議案説明の中でも申し上げましたように、これまで国の人勧あるいは県の人事委員会勧告そして、近隣の市町村の状況、こういったものを判断する中で県の人事委員会勧告の数字が妥当であろうということで、それに準じて今回改正をお願いするものであります。

それから、質問の中で、今回この人事委員会勧告等に従わなかった場合、国、県等からの指導があるのかということでございますけれども、給料の決定については、それぞれの自治体の判断ということでございますので、正面きっての指導というものはございません。しかしながら、例えば、地方交付税の中の特別交付税の算定にあたりましては、その算定する前にですね、町の財政状況等のヒアリングがございます。そういった時に町が給料を引き下げないということになれば、それだけ財政的に余裕があるだろうというような判断もされかねませんので、そういった時にあるいは交付税にそういうのが跳ね返ってくるとか、そういったいろいろな所ですね、例えばその他に各種財政指数がございますけれども、そういった部分でもっと改善すべきじゃないかといった、いろいろな側面からの指導というものはあるというふうに考えております。以上です。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 一つはこんがらがってしまいましたが、昨日 13 番議員がおっしゃっていたのが、私もなるほどなと思うところがあるからお尋ねしますが、職員も定数を削減しています。これからも削減していくと。そこへ給与が下がるというのはやはり職員の働く意欲、後で説明があるのですが、機構改革の関係で。ですから、職員を減らして、その分は働く人の給与、ラスパイレスが 100 を越えておるならばそういうことはできないでしょうが、ラスパイレス県内でも決して高い方ではないはずでありますから、そういうような工夫もといいますか、そういう所まで検討して今回になったのか、その場合例えば、期末手当や住居手当は勧告どおり、給与の月額は今までどおり、そしてラスパイレスが 100 を越えないならば、それこそ県や国からのヒアリングでも、それは、はねつけることができないのか、現にそういうことがあるならば、われわれも声を大きくしてそれぞれの県なり国なりにそういうことがあってはならないと私は言っていにかくちゃならないと思っておりますが、そういう点ではいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず職員給与との関係であります。職員との関係ですね、職員というのは、私は今回の給与改定と一致してやっているつもりでは決してありません。したがって明確に言えば、現在 128 名の職員を平成 26 年度まで 4 月まで 120 名体制に持っていくという方向付けはこれは以前から私は変わらないということで、それはこれまでの内容等を踏襲しながらこれから職員定数の問題についてはその方向性で行きたいというふうに思っております。このことはいわゆる、現在のそれだけ減額した分をですね、職員の給与に上乗せをするという考えでは決してありませんで、今後適正な職員数という配置の中からこのような方針を掲げているのでありまして、今回の中央改定とは切り離して考えていただきたい

と思います。ラスパイの 95.3 というのは、全体で、県内でどの程度に位置するかということでもありますけれども、これは決して低いほうではありませんと、だいたい中位に位置しておりますという話でありました。100 を超えるような所というのはまずよほどの財政事情が良ければそうなりますけれども、まず市町村の段階において 100 を超えるというような市町村はまずないのではないのかなど、これはもし私の考え、あるいは言うことが間違っていたらば、訂正をさせますけれども、まあ私の考えではそういうふう記憶しているところであります。

したがって、この西会津町の給与体系というのは、やはり独自性があるのもいいというのは私も以前の考え方でありました。でこのことはですね、いわゆる、これからいわゆる町職員、組合とのいろいろな交渉の段階でありますので、他の市町村の組合、あるいは町の財政状況それから、あるいはこの今いわれておりますけれども民間との比較、総合的に判断をしながら、この西会津町の給与体系がほぼ適正かどうかという判断に基づいてこれはおのずとそれぞれ決めていくべきものだと思っておりますので、ただ一概にどこどこと比較というようなことではなくて、西会津町全体を網羅した中での適正な推移というものを基準にしていきたいと思っております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 おっしゃるように町の財政力、その財政力というのも考慮して、しなくちゃならないと思いますが、しかし、職員の定数を減らしていくと、そして給料も減らしていくと、後で全員協議会で説明あるわけではありますが、課長職、課長相当職が増えれば課長さんたちは直接的な事務を担当しないわけですから、そうすると今までの事務量が職員に増えるわけですから、そういうことも考えるならばラスパイレスが 100 を超えない限りは、やはり毎年とはいいいませんが、何年にいっぺんは給与改定の時には据え置きということもあってはいいだろうということで質問したわけですが、考えが分かりました。いいです。

○議長 他にありませんか。

暫時休議にします。(10時58分)

○議長 再開します。(11時05分)

12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 あのですね、私は、給料等の上げ下げと申しますか、はっきり端的にいえば、それは国の人事院勧告に基づいて、そしてまた県の人事委員会に従ってとこうおっしゃったような、そんなふうにも聞いたんですけれども、それはそれとしてですね、その後その決まり文句みたいに町の給料等審議委員会にその何というか、申し合わせたら、概ね妥当との答申があったと、前々からその言葉を聞くんですけども、今までに国の人事院勧告に基づいてやった、そう給料等の上げ下げについてですね、わが町のその給料等審議委員会でもってその変えたとか、なかなかぱっと出てこないけれども変更した例がいまだかつてあるんですか。それをちょっと聞いてみたいと思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 町の特別職給与等審議会でございますけれども、これにつきましては、一般職についてはこの審議会で検討するということはございません。いわゆる町の議会議員の皆さんの報酬、それから町長、副町長及び教育長のいわゆる特別職の給料月額、こうい

ったものに対して変更がある場合ですね、変更というか改正がある場合、給与等の審議会を開催してきたということでございます。一番直近でございますと、今年の9月の1日にですね、町長の給料月額を半額することが妥当かどうかということでご審議いただいたところでございます。あと過去に実施いたしましたのは、あとその前に開催いたしましたのは、17年に開催してございますけれども、あと17年以降これまでの間については、いわゆる給料月額それから議員の報酬月額、これには直接の変更がございませんでしたので、給与等審議会は開催していないということでございます。あくまでも一般職員は対象外ということでございますのでご理解をいただききたいと思っております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今、総務課長の説明を聞いておると、17年に1回やったと。そして今度の町長の半分の削減だけだと、こうおっしゃっておるんですけども、その町のそのなんていうか給料等審議会委員会ていうかなんていうか、うまく出てこないけれどもそれによって私はその今までのその変えたことがあるのかどうかということを知っているんですよ。例えばあの議員の報酬だったらこれはいくらでこうでいるんですけども、これら審議会に諮ったら、じゃそれはこうしようとか、上げようとか、下げようとかそういうことがあったのかということを知っているんですよ。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ちょっと言葉が足りなくて申し訳ございませんでしたけれども、これまで町のほうからこの給与等審議会に諮問をいたしまして、審議の過程の中で変更があったかどうかということでございますけれども、これまでは、諮問をさせていただいた内容をもって妥当であるということで、答申をいただいております。変更等は過去には無かったようでございます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 私はだからそれに対して言葉でいえば、文句つけるわけではないけれども、給料等審議会があってそれに諮問したら概ね妥当だということは、前々から知っているんですけども、そういう全然そのまあなんていうか人事院勧告、また町の原案に対して変更や何かなければですよ、何ら私は審議会、給与等審議会だって、私はその何のためにあるんだということが私はその前々からその疑問に思っていたんですよ。その辺がちょっと納得がいかないんで、もう一度。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 まず職員の給料関係、職員の給与形態の関係については、先ほど来申し上げておりますように、国の人事院勧告、それから県の人事委員会勧告、これらに準じながら改定をしてきたということで、そこが一つの職員の改定にあたってのよりどころということでございます。

特別職につきましては、国の人事院勧告やあるいは県の人事委員会勧告の中で特別職まで言及してございませんので、今回、改正するにあたりましては、従来から特別職の改定にあたっては、一般職員の改定の状況を踏まえて改正していくということでございましたので、それらをそのよりどころが無いということでもありますので、町のほうから原案をお示しいたしまして、その内容が妥当かどうかということで審議をしていただくというのが

特別職給与等審議会の役割ということでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長　これで質疑を終わります。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これから討論を行います。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

○議長　14番、清野興一君。

○清野興一　私も、大変迷いました。今の不況の中で民間のこの給料、あるいは、派遣社員等横行する中で、公務員は恵まれていると。こういうふうなこの社会全体の見方でありますが、しかし、本来、労働に対する対価であり、それをもって生活している。行政職給料表に表れているように、この後来年はこれだけになる。そういうことで人生設計を立てている。今回の0.何パーセントだかの引下げは、これを全く約束したことを反故にして、財政が苦しいから、この職員の人たち、あるいは特別職も、勘弁してくれと。これでは人生設計が立たないではありませんか。私は、給料はきちっと支払って、本当に職員が全体の奉仕者に見合ったいい仕事をやってくれというのが、町民の願いだと思います。わずかに1,000万位の削減で、これは金にかえられるものではないと思うんですよ。だから、私は、今の経済状況分かりつつも、職員をいじめるようなこういう改正案には反対であります。その人事院の勧告理由も勝手にその100人以上の企業から50人に引き下げて、低額を競い合うというようなこのことに視点を置いているように思っておりません。だから町長にお願いがありますが、今まで通り給料はちゃんと保障するから、いい仕事をやってくれ、そういう立場に立ってほしいと思って反対を表明いたします。以上です。

○議長　次に原案に賛成者の発言を許します。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　いつも私もいろいろ言いながらも、人事院勧告を尊重するというのでやってきました。今14番のおっしゃられたように、安くするのを競い合っている、この本当にまったく腹立たしいことでもあります。やはりこれは、国そのものが、これに対する態度を改めてもらわなければいつまでもこうなってしまう。また、人事院勧告を尊重しないで、新しいルールを作るのには、作るような時期にきているのかもしれませんが、先ほど質問したようにそういう動きがあります。町でもそのような対応をこれから検討していかなければならないと思います。私は消極的ではありますが、人事院勧告を尊重していくべきだということで賛成を申し上げ、その間新しい対応についても町で今から十分に検討すること。それから14番がおっしゃられたように、給与だけではなくて、職員の働く意欲をどう高めて全体の奉仕者として仕事をしていただくか。給与だけではありませんから、そういう点でも、職員に勇気づけるような政策をこれから取っていただくことを望みまして、原案に賛成をいたしますので、よろしくご賛同お願い申し上げます。

○議長　これにて討論を終結いたします。

これから議案第3号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長 起立多数です。

したがって、議案第3号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号、平成21年度西会津町一般会計補正予算（第6次）から日程第13、議案第9号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第2次）までを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成21年度西会津町一般会計補正予算（第6次）から日程第13、議案第9号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第2次）までを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案説明終了後、一議題ごとに質疑、採決の順序で行います。職員に議案を朗読させます。

○議長 事務局長、佐藤健一君。

○議会事務局長 議案を朗読いたします。

議案第4号、平成21年度西会津町一般会計補正予算（第6次）、議案第5号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）、議案第6号、平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2次）、議案第7号、平成21年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）、議案第8号、平成21年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）、議案第9号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第2次）、以上であります。

○議長 議案第4号から議案第9号までの説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第4号、平成21年度西会津町一般会計補正予算（第6次）から議案第9号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第2次）までの調製について、一括してご説明を申し上げます。

今回の補正は、ただいまご議決いただきました議案第1号から議案第3号までに基づく、町長等の特別職及び議会議員、並びに職員に係るそれぞれの給料、報酬及び期末、勤勉手当の改定と、併せて職員の人事異動等に伴う人件費の調整であります。

それでは、まず議案第4号、平成21年度西会津町一般会計補正予算（第6次）をご覧くださいと思います。平成21年度西会津町の一般会計補正予算（第6次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額の増減はしない。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容でございますが、事項別明細書でご説明を申し上げます。5ページをご覧くださいと思います。まず歳入でございますが、歳入の補正はございません。次に歳出でございますが、1款議会費から11款災害復旧費までは人件費の調整でありますので、

款項目毎の説明につきましては省略をさせていただきたいと思います。

なお、2款総務費の1項5目財産管理費でございますが、人件費の調整分2,451万4千円を財政調整基金に積み立てるものであります。なお、積立後の財政調整基金の残高は4億1,251万5千円となる見込みであります。

次に、議案第5号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）についてご説明を申し上げます。本案につきましても、人件費の調整であります。それでは、予算書をご覧いただきたいと思います。

平成21年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,786万2千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容でございますが、事項別明細書でご説明を申し上げます。6ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入でございますが、5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、職員の異動と人件費の調整によるものであります。次に歳出であります。1款総務費及び2款施設整備費はにつきましても人件費の調整でございます。

次に、議案第6号、平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2次）についてご説明を申し上げます。本案につきましても、人件費の調整でございます。予算書をご覧いただきたいと思います。

平成21年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,728万7千円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容につきましては、事項別明細書でご説明を申し上げます。6ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入でございますが、5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、職員の会計間移動とそれから人件費にかかる調整でございます。

次に歳出であります。1款歳出及び2款、失礼しました、1款総務費及び2款施設整備費は人件費の調整ということであります。

次に、議案第7号、平成21年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）についてご説明を申し上げます。本案につきましても、人件費の調整でございます。予算書をご覧いただきたいと思います。

平成21年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,839万7千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額の増減はしない。

第2項であります、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容でございますが、事項別明細書でご説明を申し上げます。7ページをご覧ください。まず事業勘定の歳入でございますが、9款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、職員の会計間移動と人件費にかかる調整でございます。

次に歳出でございますが、1款総務費、1項1目一般管理費は人件費の調整でございます。

次に、15ページをご覧ください。診療施設勘定の歳入でございますが、歳入の補正はございません。次に歳出でございますが、1款総務費、1項1目一般管理費は人件費の調整ということであり、5款予備費でございますが、人件費分を予備費で調整するものであります。

次に、議案第8号、平成21年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）についてご説明を申し上げます。本案につきましても、人件費の調整であります。予算書をご覧ください。

平成21年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,646万2千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容につきましては、事項別明細書でご説明を申し上げます。6ページをご覧ください。まず歳入でございますが、6款繰入金、1項4目その他一般会計繰入金は、人件費の調整でございます。次に歳出でございますが、1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、これも人件費の調整ということであり、

次に、議案第9号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第2次）についてご説明を申し上げます。本案につきましても、人件費の調整でございます。予算書をご覧ください。

平成21年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額の増減はしない。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容でございますが、事項別明細書でご説明を申し上げます。4ページをご覧ください。

だきたいと思います。まず歳入であります。歳入の補正はございません。次に歳出であります。1款水道費、1項1目一般管理費は人件費の調整であります。4款予備費は人件費の調整分を予備費で調整するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから議案第4号、平成21年度西会津町一般会計補正予算（第6次）の質疑を行います。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　ひとつだけ聞いておきます、先ほどの人勸の関係で約1,100万円ほどマイナスだということの説明を受けたと思っております。そして一般会計では歳入は変更なし。そういう中で、財政調整基金2,400万円ですか、積み立てというのは、どうしてこれ歳入が変化なしで、人件費で1,100万減るのに2,400万円も積めるのかというあたりを説明していただきたいと思います。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　まず今回歳入が、歳入の変更がなく歳出の中での変更でございますけれども、まず今回の人事院勧告の見直し、給料の改定にあたりまして影響額については、議員先ほど申し上げましたように、全部の額を合わせますと1,100万円ほどになる予定でございます。このうち一般会計にかかりますのは、883万円程度でございますけれども、それと併せまして、当初予算を編成する時に、このその年の人勸によって上がる下がる、上がり下がりが想定されるわけではありますが、上がった場合を想定しましてある程度の定昇的なものは、当初から人件費として見込んでございます。そのために今回引下げになりますと、その分のさやが出てまいりますので、そのさやの分と実際に下がった分の影響額ということで、2,400万円程度の分を財政調整基金にその分を移し換えするとそういうことであります。

○議長　14番、清野興一君。

○清野興一　私も一点だけ聞いておきたいと思うんですが、共済費、これ一般会計の総務費では470万円の追加になってますが、あとずっと見ると減額になっている。これで、プラスマイナスゼロになると、当初計画予算化したのと変わらないとみていいんでしょうか。まだ計算してなかったんで。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　共済費の増額についてでございますけれども、今次、人事院勧告等に基づく変更ではなくて、共済率の掛け率がですね若干上がったということで、その分を今回の全体の人件費の調整の中で行ったということで、その掛け率が上がった分が上昇したということであります。

○議長　14番、清野興一君。

○清野興一　そうしたらね、民生費なんか109万円の減額になっているでしょ。これは職員の異動によってこういう細かなことが起きてくると、微調整しなければならないということなんですか。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議員ただいまおただしのとおりですね、それぞれの各款によっては増えるところもありますし、減るところもあります。それは、あの職員の人事異動によってそれぞれの支出するところが変わってまいりますので、そういうことで、プラスマイナスがでてまいりますけれども、相対的には、掛け率が上がったということで、全体としては、共済費、今回増えるということになります。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうしたらね、一般会計から今次提案された特別会計、これで総額で、共済費はどの位上がったんですか。掛け率、掛け率というのか、その率は何パーセント上がったんですか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 掛け率につきましては、今ちょっと調べておりますけれども、共済費、今次の補正で総体でですね、676万2千円ほど増額をしております。

なお、掛け率につきましては後ほどお示ししたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 私は、先ほど条例で反対したとおり、この条例に基づいた、今回の職員の減額補正、こういうことありますから、一般会計のみならず、他の議案9号まで反対でありますのでその点を申し添えて反対といたします。以上です。

○議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 賛成の立場で一言申し上げたいと思います。先ほど14番の清野議員は反対だとうおっしゃってございましたけれども、私はですね、先ほども給料の値下げ、値下げっていうのはおかしいけれども、そういうものを減らす、私どもも含めて全国的にですね、不況の影響ですべてがダウンしていると。ましてやその今雇用問題で、もう来年の高校卒業生なんか3分の1しか就職が内定していないとこういう状況の中で、巷でそういうムード、ムードと申しますかそういう風潮の中で、西会津だけはその反対だというのは納得いかない、町民はそう感じているとこう思う観点から賛成をさせていただきたい、ただこれだけのことです。以上です。

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから議案第4号、平成21年度西会津町一般会計補正予算（第6次）を採決します。  
本案は原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長 起立多数です。

したがって、議案第4号、平成21年度西会津町一般会計補正予算（第6次）は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第5号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長　異議がありますので起立によって採決します。

本案は原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長　起立多数です。

したがって、議案第5号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第6号、平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2次）の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第6号、平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長　異議がありますので起立によって採決します。

本案は原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長　起立多数です。

したがって、議案第6号、平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2次）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第7号、平成21年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長 討論なしと認めます。  
これから議案第7号、平成21年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議あり」の声あり）
- 議長 異議がありますので起立によって採決します。  
本案は原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。  
（起立多数）
- 議長 起立多数です。  
したがって、議案第7号、平成21年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）は、原案のとおり可決されました。  
これから議案第8号、平成21年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）の質疑を行います。  
（「質疑なし」の声あり）
- 議長 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
（「討論なし」の声あり）
- 議長 討論なしと認めます。  
これから議案第8号、平成21年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議あり」の声あり）
- 議長 異議がありますので起立によって採決します。  
本案は原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。  
（起立多数）
- 議長 起立多数です。  
したがって、議案第8号、平成21年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）は、原案のとおり可決されました。  
これから議案第9号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第2次）の質疑を行います。  
（「質疑なし」の声あり）
- 議長 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
（「討論なし」の声あり）
- 議長 討論なしと認めます。  
これから議案第9号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第2次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長 異議がありますので起立によって採決します。

本案は原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第9号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

○議長 暫時休議します。(11時51分)

○議長 再開します。(13時03分)

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 先ほど14番議員からのご質問の中で、共済費の引き上げ率のご質問に対しましてお答えできませんでしたので、お答えを申し上げたいと思います。引き上げ率につきましては、1,000分の22引き上げということでございます。

○議長 いいですか。よろしいですか。14番。

日程第14、議案第10号、平成21年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第10号、平成21年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)の調製についてご説明申し上げます。本会計につきましても、今次の補正は、給与改定と人事の異動に伴う、人件費の調整でございます。

それでは予算書をご覧下さい。

第1条、平成21年度西会津町の水道事業会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

第2条、平成21年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出の補正です。第1款水道事業費の既決予算額1億1,617万8千円に増減はありません。

第1項の営業費用であります。既決予定額1億1,726万5千円より177万2千円を減額し、1億1,549万3千円といたします。第4項予備費であります。既決予定額20万7千円に177万2千円を追加し197万9千円といたします。

第3条、予算第5条に定めた経費の金額を、次のように改める。

職員給与費であります。既決予定額3,227万円より177万2千円を減額し、3,049万8千円といたします。

2ページをご覧下さい。補正予算実施計画にて内容の補足説明をさせていただきます。収益的収入及び支出の中の支出でございます。

1款水道事業費のうち1項営業費用ですが、177万2千円を減額し1億1,549万3千円

といたしました。ご覧の通りいずれも人件費にかかる補正でありまして、給与改定と人事異動に伴う補正であります。1目原水及び浄水費で5万5千円、2目配水及び給水費で137万1千円、4目総経費は34万6千円の減額補正です。

次に、4項の予備費であります。177万2千円を増額し197万9千円といたします。営業費用の削減額については、全額を予備費に充当させていただきました。

これで、説明を終わりますが、原案のとおり御議決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　減額については私は異議申し立てはございませんが、そのなんと申しますか、職員の給与とこういうたびたびでできますけれども、私はあのですね、個人的なことを言っはなんですが、朝6時ごろですよ。散歩を兼ねて自転車でぐーと回ったところが上小島のなんていうか、何場というんだ、上小島にほらなんていうんだ、浄水場、あそこから水道課の青い車が出てきたんで、こうちょっと見たらちょっと見慣れない顔だったけれども、「あなたなんだ」と言ったら「水道課です」と言うから、こんな早くに、とにかく水道課と、「ご苦労さん」とまず冒頭に。だけれども、そういうねそのなんというかなあ、ああいうその何を言ったか私はわからないけれども、どういう仕組みになっているのか、普通従来ならば8時半から出て、5時15分とか半に終わるんだけれども、朝6時ごろ、そのああいうその何をしたか分からないけれども、「水道課だ」と言うからね。多分臨時職員だとは思いますが、どういう仕組みになっているのか、その体制、ちょっと私分かんなかったんで、今現在どういうそうになっているのか、それをちょっと説明してもらいたい。

○議長　地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　ただいまの質問にお答えします。水道事業に関しましては、保守管理に専属の職員1名、そこにあの嘱託の職員2名というような形で3人で管理を、現場管理のほうを行っております。それであの水道につきましては、全施設異常が出ますと、通報が自動的に職員に電話が入ることになっております。それは、夜中であっても朝であっても時間外であっても、常に職員に電話通報が来ることになっております。それでどここの浄水場で異常が発生しました。とかそういった形で連絡が入るわけでありまして。そういった連絡が入りますと、誰か職員が浄水場へ出向いて、何に異常があったのか、そういった点検をする作業につきましては、これは昼夜を問わず、土日を問わず、そういった作業を行っている。そういった形での安定的な水の供給をやっているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　ただいま課長の説明の中では、昼夜を問わず故障とか異常があれば、その昼夜を問わず出ると、こういう説明があったのだけれども、たまたま朝は6時ごろからまあ異常があったとこういう理解で良いのか悪いのか、そうするしかないのかということですね。ご理解を賜るってということだから。

○議長　地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　はい、ただいま質問のとおりだと思います。

- 議長 14番、清野興一君。
- 清野興一 今次の補正は、177万2千円の減額補正ですが、これはあの3月、今年度分3月末日までのこの予算だと思いますが、この職員3人で、3人分の手当や給料、あと期末手当、これらを含んで177万2千円の減額補正ですね。この何人で給与費明細書というのを見ると、一般職3人分とこう説明があるんですが、3人でいいんですか。それで見ると、1人当たり平均59万円の減額、4カ月でね。月割りにすると15万円。こういうふうな理解でいいですか。それはまたあの、一般職、企業職員も一般職もだいたいこういうふうな額になる。このような理解でいいですか。以上です。
- 議長 地域整備課長、杉原徳夫君。
- 地域整備課長 お答えいたします。あの先ほど3人と申し上げましたのは、現場の管理、専属で正式職員が1人、嘱託の職員2名、3人でやっているというようなことでございます。その他会計事務を担当している職員、それから会計全般を管理している職員というようなことで、一般職員3人分の人件費を水道会計で支出しております。合計で177万2千円の人件費削減でございますが、そのうち異動によって職員2名が入れ替わっております。したがって、大きな所要額の減になったということでございます。通常の場合ですと、給与改定に伴う減額は5万円前後だということでございます。今回大きいのは、人事の異動に伴っての減額だということでございます。
- 議長 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。  
これから議案第10号、平成21年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議あり」の声あり)
- 議長 異議がありますので起立によって採決します。  
本案は原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。  
(起立多数)
- 議長 起立多数です。  
したがって、議案第10号、平成21年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。  
これで本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。  
町長よりあいさつがあります。  
町長、伊藤勝君。
- 町長 一言ごあいさつを申し上げます。本臨時会に提出をいたしました議案につきましては、原案のとおりご議決賜りまして、誠にありがとうございました。本議会でご指摘のありました内容につきましては、今後の執行にあたり、十分留意し対応してまいります。降雪を前に議員各位におかれましては、健康等十分に大切にされまして、ご活躍をされま

すようにご祈念申し上げましてあいさついたします。どうもありがとうございました。

○議長　これをもって、平成 21 年第 9 回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

( 1 3 時 1 7 分 )